## 平成26年度コージェネ関連補助金

	40026年度コーンエ不関連補助金 対象の表現体 対象の表現体 対象の表現体 対象の表現体 対象の表現体 対象の表現 対象の表現体 対象の表現 対象の表現体 対象の表現 対象の表現体 対象の表現 対象									
所管 省庁		神助事業名 	執行団体	補助率(上限)	原動機 発電機	排熱ボイラ	燃料電池	予:	算	公募期間
	分散型電源導	分散型電源導入促進事業費補助金 (うちガスコージェネレーション推進事業) (合計出力: 5kW以上10,000kW未満)	<u>都市ガス</u> 振興センター	地方自治体等:1/2 民間:1/3 上限: 5億円/年·1補助事業	0	0	0		56.6 億円	4/18 ~ 6/10
経済産	// 導入促進事業	<u>分散型電源導入促進事業費補助金</u> (うちガスコージェネレーション推進事業) (合計出力:10,000kW以上)		パイプライン沿線:1/4 その他:1/6 上限:なし	0	0	×	249.7億円 (基金管理 最長5年)		4/18 ~ 6/10
産業省	争 業	<u>分散型電源導入促進事業費補助金</u> (うち自家発電設備導入促進事業)	<u>みずほ情報総研</u>	中小企業:1/2 その他:1/4 上限: 5億円/件・年	〇 燃料費 補助含む	×	〇 燃料費 補助含む		_	1次: 5/16~6/6 2次: 6/9~7/10
B	<u>エネ</u>	ルギー使用合理化事業者支援事業	<u>環境共創</u> <u>イニシアチブ(SII)</u>	<ul><li>・複数事業者間の連携事業 エネマネ事業者参画: 1/2</li><li>・単独事業: 1/3 上限: 50億円/年度</li></ul>	O EMS対象	0	0	約190億円		6/9 ~ 7/1
	Ē	<u>民生用燃料電池導入支援補助金</u>	燃料電池 普及促進協会			200億円 (補正予算案)		H26.3.10 ~ H27.1.30		
		<u>ビルの革新的省エネ技術導入促進事業</u> ット・ゼロ・エネルギー・ビル実証実業)	<u>環境共創</u> イニシアチブ(SII)	原則1/3。最大2/3 上限:5億円/件	0	0	_	76億	門	5/12 ~ 6/12
	<u>(災害</u>	低炭素価値向上に向けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての 低炭素価値向上分野)	<b>瓜</b> 坐 圭	1/2	0	0	_	予算案:総		4/8 ~ 5/12
環境省	<u>-</u>	低炭素価値向上に向けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 (地域の未利用資源等を活用した 社会システムイノベーション推進事業)	低炭素 社会創出促進協会	①FS事業(上限2000万円) 民間:1/2 地方公共団体:定額 ②実証事業 民間:1/3,1/2 地方公共団体:2/3,1/2	0	0	_	(基金管理) (他補助事業との 合算値)		4/8 ~ 5/12
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (先進対策の効率的実施による二酸化炭素 排出量大幅削減設備補助事業) ASSET事業	<u>温室効果ガス</u> <u>審査協会</u>	1/3 上限: <mark>2</mark> 億円/1事業場	0	0	0	27億円		4/25 ~ 5/26
国土交通省	<u>住</u>	宅•建築物省CO2先導事業	<u>建築研究所</u>	1/2 上限:新築の場合、採 択プロジェクトの総事 業費の5%または10億 円のいずれか少ない 金額	0	0	_	予算案:1 (他補助 <sup>事</sup> 合算	事業との	4/25 ~ 6/16
通省	<u>建</u>	<u>築物省エネ改修等推進事業</u>	<u>建築研究所</u>	1/3		<b>百</b>	I <b>旦</b> /	4/21 ~ 5/22		
東京		家庭用燃料電池(エネファーム) 蓄電池等に対する補助金	東京都環境公社	1/4 上限: PEFC 19万円 SOFC 21万5千円 コージェネ 22万5千円	0	0	0	約100億円	約67 億円	H25年度 ~ H28.3.31
京都	オフィ	スビル等のコージェネレーションシステム に対する補助金	東京都環境公社	1/2 上限:3億円 (国の補助制度と併用する場合は合算して1/2以 内の補助)	0	0	×	(基金管理)	30億円	H25年度 ~ H29年度

## 平成26年度コージェネ関連税制優遇

	ルムマー スー ノー1						
所管省庁	補助事業名	=	\ \	対象設備	睛		
省庁		証明団体	原動機 発電機	排熱ボイラ	燃料電池	概要	期間
経		<u>・コージェネレーション:</u> <u>コージェネレーション・エネルギー高度利</u> <u>用センター</u>	0	0	0	生産性向上に資する設備を導入することで税制優遇措置が適用され	
済産業	<u>生產性向上設備投資促進税制</u>	・その他機器:各工業団体	<u>対象コージェネ機器</u> 会員HP参照			る。 ・即時償却または税額 控除(5%) ※年度により控除額異 なる。	~ H.29.3.31
木	コージェネレーションに係る	<u>コージェネレーション・エネルギー高度利</u>	0	0	×	CGSに関わる固定資産税の課税標準を3年間5/6に	H25.4.1
	課税標準の特例措置の創設(固定資産税)	用センター	対象コージェネ機器			│軽減 │※補助金併用可	H.27.3.31

平成26年度コージェネ関連補助金

	, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	コージェネ関連補助金				対象設備	± Ħ														
所管 省庁	補助事業名 		執行団体 	補助率(上限)			燃料電池	予	算 対象事業者	対象設備要件(主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間									
	分散型電	<u>分散型電源導入促進事業費補助金(うちがスコージェネレーション推進事業)</u> (合計出力: 5kW以上10,000kW未満)	<u>都市ガス</u> 振興センター	地方自治体等:1/2 民間:1/3 上限: 5億円/年·1補助事業	0	0	0		家庭用需要を除く全業種 56.6億円	①高効率天然ガスコージェネレーション設備 以下1)、2)を満たす事業 1)省エネ率:10%以上(5kW~500kW未満)、15%以上(500kW以上) 2)省エネ率に加え以下要件を満たすもの。(詳細は執行団体HP参照) a)技術的新規性を有する設備 b)排熱利用を加味し、総合的に高効率性を有する設備 c)既設天然ガスコージェネレーション設備の更なる高度利用を図る設備 ②高効率天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備(地域熱供給等) 以下1)~3)を満たす事業 1)温・冷熱供給量:21GJ/h以上 2)省エネ率:5%以上 3)廃熱依存率:40%以上(GEの場合は補正にて評価可能) 3燃料電池 発電電力50kW以上かつ省エネ率10%以上	4/18 ~ 6/10	原則単年度 最長2年 交付決定日 ~ H27.2.13									
	源導入促進事業	分散型電源導入促進事業費補助金 (うちガスコージェネレーション推進事業) (合計出力:10,000kW以上)													パイプライン沿線:1/4 その他:1/6 上限:なし	0	) O ×	249.7億円 (基金管理 最長5年)	①家庭用需要を除く全業種 ②対象事業者は次のいずれかの要件満たすこと。 a)特定電気事業、特定供給、卸供給事業等という形態により、一定の義務を負って電力供給するもの b)新たに導入するコージェネの合計発電力の内、1/2以上の電力を逆潮流でる場合であって、災害時等の非常時にいても原則として逆潮流を行い続けるの。	2)省エネ原単位:0.20kL/kW以上 ②高効率天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備(地域熱供給等) 電 以下1)~3)を満たす事業 き 1)温・冷熱供給量:21GJ/h以上 にお 2)省エネ率:6%以上	4/18 ~ 6/10
		<u>分散型電源導入促進事業費補助金</u> <u>(うち自家発電設備導入促進事業)</u>	<u>みずほ情報総研</u>	中小企業:1/2 その他:1/4 上限: 5億円/件・年	〇 燃料費 補助含む	×	〇 燃料費 補助含む		自家発設備により事業を行う民間 _ 体 (卸売電気事業、卸供給事業除く)	中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力の6電力管内において、自家発設備(コージェ 本含む)の導入補助や燃料費の補助 ①電気事業者へ電気を供給する事業 1)H26.9.30までに1時間あたり500kW以上、一定時間以上電気を供給 ②自家発設備の設置等を行う事業 1)1時間あたり20kW以上、一定時間以上電気を供給		交付決定日 ~ H26.9.30									
	エネルギー使用合理化事業者支援事業   環境共削 エネマネ事:			・複数事業者間の連携事業、 エネマネ事業者参画:1/2 ・単独事業:1/3 ・上限:50億円/年度	O EMS対象	0	0	約190	・事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	区分 II:電気需要平準化対策設備・システム導入支援 区分II:エネマネ事業者を活用 また、原則単年度申請だが、複数年事業での申請も可となる。	6/9 ~ 7/1	交付決定日 ~ H27.1.31 複数年申請も可									
経済産業	<u>エネルギー使用合理化事業者支援事業</u> <u>日本LPガス</u> <u>(民間団体等分)(LPガス分)</u> <u>団体協議会</u>			1/3 上限:1.8億円/件	0	0	×	約4.9 <sup>-</sup>	億円 家庭用需要を除く全業種	以下の要件を満たすもの。 1)更新または改造前の設備がエネルギー多消費型設備基準に該当 2)対象設備の更新または改造することで5%以上の省エネが図られるもしくは高効率設備の基準に該当する。 3)12%以上の省CO <sub>2</sub> が図れる。 4)投資回収年数4年以上 5)石油ガスを主成分としたガスを使用する。 6)燃料使用量を計測する専用の計測器を取り付けること。	4/21 ~ 6/2	原則単年度 交付決定日 ~ H27.2.15									
業省	民生用燃料電池導入支援補助金 <u>燃料電池</u> 。			{補助対象機器(税抜)-23 万}×1/2+補助対象工事費 (税抜)×1/2 上限:SOFC 43万円 PEFC 38万円	×	×	0	<mark>200</mark> 億 (補正予		以下の要件に加え計8項目すべてを満たすもの。(詳細は公募要領参照) 1)「FCAが指定した燃料電池システム(補助対象システム)」であること。 2)「補助対象システム」を、6年間以上継続して使用できること。 3)FCAへ補助対象システムの設置等に関する情報提供に同意できること。 4)個人(個人事業主を除く)が申請する場合、排出削減事業への参加を表明	H26.3.10 ~ H27.1.30	~H27.2.27									
	<u>再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業</u> (地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業) <u>導入促進協議会</u>			1/2 上限:10億円/件•年	0	0	×	約20f .(新規事		①通常地域(離島及びへき地を除く): バイオマスコージェネレーション(地方公共団体) 1)バイオマス依存量60%以上 2)発電出力10kW以上 3)省エネ率10%以上 ②通常地域(離島及びへき地を除く): バイオマスコージェネレーション(地方公共団体+民間事業者) 1)バイオマス依存量60%以上 2)発電出力50kW以上 3)省エネ率10%以上	4/21 ~ 11/28	原則単年度 最長4年 交付決定日 ~ H27.3.末									
	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業 (再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業)		<u>新エネルギー</u> <u>導入促進協議会</u>	1/3 上限:10億円/件·年	0	0	×	- ( <i>የ</i> ህ አንር <del>፲</del>	民間事業者	①通常地域(離島及びへき地を除く): バイオマスコージェネレーション ガスエンジン、ガスタービン、蒸気タービン等で熱と電気を利用するシステムであって以下要件を満足するもの。 1)バイオマス依存量60%以上 2)発電出力50kW以上(中小企業者10kW以上) 3)省エネ率10%以上	4/21 ~ 11/28	原則単年度 最長4年 交付決定日 ~ H27.3.末									
			<u>環境共創</u> <u>イニシアチブ(SII)</u>	原則1/3。最大2/3 上限:5億円/件	0	0	_	76億	・建築主等(所有者) ・ESCO事業者 ・リース事業者等	以下の1)、2)いずれも満たすこと。 1)ZEB化推進(BEMS単独導入はコージェネ補助対象外となる) a)新築、増築及び改築の建築物の場合、建物全体の標準年間一次エネルギー消費量を30%以上削減 b)既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%以上削減 c)ZEB実現に資する基本要素、BEMS、システム制御技術を満たす設備の導入 2)事業規模 最大30億円	5/12 ~ 6/12	原則単年度 最長3年 交付決定日 ~ H27.1.31									
	<u>スマー</u>	<u>-トコミュニティ導入促進事業</u>	<u>新エネルギー</u> <u>導入促進協議会</u>	2/3	0	0	_	8059百 (基金 <sup>•</sup>		以下の1)~3)いずれも満たすこと。 1)『I.スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の成果となるマスタープランに基づき、導入されるシステム及び機器 2) 補助対象システム・機器は、提案時において商用実績のあるもの、若しくは、導入時において次世代エネルギー・社会システム実証事業又は次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証が完了する予定のものであること。 3)以下のいずれかを満たすシステム・機器 a) 地域エネルギー管理システム等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能である、又は、そのための機能拡張が具体的に可能となっている。 b)法令やまちづくりガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。	3/10 ~ 9/30	原則単年度 最長H28年3月10日 交付決定日 ~ H27.3.31									

注記1:本資料は2014年6月11日現在の調査内容に基づいて作成した資料です。 注記2:補助事業の詳細情報は執行団体に問い合わせください。 注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。 注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成26年度コージェネ関連補助金

	(20年度コーンエイ関連補助金		対象設備								
所管 省庁	補助事業名	執行団体	補助率(上限)	原動機 発電機	排熱ボイラ	燃料電池	予算	対象事業者	対象設備要件(主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間
	低炭素価値向上に向けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 (災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての 低炭素価値向上分野)		1/2	0	0	-	予算案:総額94億円	·民間企業 ·法人(独立行政法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人等)	以下の1)、2)いずれも満たすこと。 1)都市ガス: 炭素換算係数が「天然ガス×1.10未満」、LPG: 炭素換算係数が「液化石油ガス×1.10未満」を使用する。 2)発電出力5kW以上	4/8 ~ 5/12	原則2年以内
	低炭素価値向上に向けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベー ション推進事業)	── <u>低炭素</u> <u>社会創出促進協会</u>	①FS事業(上限2000万円) 民間:1/2 地方公共団体:定額 ②実証事業 民間:1/3,1/2 地方公共団体:2/3,1/2	0	0	-	(基金管理) (他補助事業との 合算値)	┃•地方公共団体	概要は <mark>環境省HP参照</mark> ① 事業化計画策定事業(FS事業) モデル的取組の具体的な事業化に向けて必要な基本設計調査、需給調査、事業性・資金調達の検討等を行う事業 ② 設備導入事業 モデル的取組に必要な設備等の導入を行う事業	4/8 ~ 5/12	①FS事業:原則単年度 ②導入事業:原則2年以 内
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (先進対策の効率的実施による 二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業) ASSET事業	<u>温室効果ガス</u> <u>審査協会</u>	1/3 上限: <mark>2</mark> 億円/1事業場			·独立行政法人 ·法人(公益財団法人、一般社団法	ASSET事業へ参画し、国内の事業場・工場において、補助対象設備の導入を行う事業のうち、1)~3)の要件をすべて満たす事業 (詳細は公募要領参照) 1) 事業場・工場における基準年度排出量が50t-CO2 以上であること 2) 二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容であること 3) 補助対象設備に、「環境省指定先進的高効率機器一覧」から、少なくとも1つ以上の機器・設備を含めること a)コージェネレーション: 総合効率82%以上、発電効率41%以上	4/25 ~ 5/26	交付決定日 ~ H27.2.28		
	<u>廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業</u> ( <u>廃棄物エネルギー導入事業)</u>	環境省 廃棄物・リサイクル対策 部 廃棄物対策課	コージェネ: 1/3	0	0	×	144百万円	·民間企業 ·独立行政法人 ·法人(特例民法法人、一般社団法 人等)	1)バイオマスコージェネレーションで以下を満たすもの a)発電出力:50kW以上 b)省エネ率:10%以上 2)その他廃棄物の処理及び清掃に関する諸条件など14項目を満たすもの <u>(詳細はHP参照)</u>	6/9 ~ 7/11	原則単年度
	<u>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</u> <u>地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(地</u> <u>熱・地中熱等利用事業のうち</u> 温泉施設における温暖化対策事業)	環境省 地球環境局地球温 暖化対策課	環境局地球温   満の中町がが設立した   〇   ×   (他補助事業との  ・独立行政法人   2)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること   化対策課   組合:2/3   との他温泉法、鉱山保安法に関する条件など11項目を満たすものに加え事業権		1)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。	4/1 ~ 5/2	原則単年度				
国土交通省	住宅•建築物省CO2先導事業	<u>建築研究所</u>	1/2 上限:新築の場合、採択プロ ジェクトの総事業費の5%または 10億円のいずれか少ない金額	0	0	_	予算案:176億円 (他補助事業との 合算値)	・建築主等(民間事業者等) ・建築主と一体・連携して省CO2技術を導入する者等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等)	以下の1)~3)すべての要件を満たしている事業。 1)新築される住宅・建築物については、省エネ法に基づく建築主等の判断の基準※(以下「省エネ基準」という。)を満たしているものであること 2)以下のいずれかの課題に取り組む事業。 課題1:街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み 課題2:非常時のエネルギー自立にも対応した取り組み 課題3:被災地において省CO2の推進と震災復興に資する取り組み 課題4:上記の課題1~3以外のその他先導省CO2的技術の導入・普及の取り組み 3)平成26年度に事業着手するもの。 ※2回に分けて応募予定。また、平成26年度及び平成27年度に工事が多く実施される等、より早く省CO2効果の発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮	4/25 ~ 6/16	複数年度可
	建築物省エネ改修等推進事業	<u>建築研究所</u>	1/3 上限:5,000万円/件 (設備費は2,500万円まで)	0	0	_		・建築主等(民間事業者等) ・ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等	以下の1)~5)すべての要件を満たしている事業。 1)躯体(外皮)の省エネ改修を行うものであること。 2)建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること。 3)エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること。 4)省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること。(ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする) 5)平成26年度中に着手するものであること	4/21 ~ 5/22	原則単年度。 複数年度の場合 H28.2.末までに完了
	家庭用燃料電池(エネファーム) 蓄電池等に対する補助金	東京都環境公社	1/4 上限: PEFC 19万円 SOFC 21万5千円 コージェネ 22万5千円	0	0	0	約67 億円 約100億円	個人や住宅の開発事業者等	HEMS(国が実施するエネルギー管理システム導入促進事業の補助対象機器に限る。)等を導入する都内の住宅に、補助対象機器を新規に設置する。(詳細はHP参照) ※HEMS等の導入は国の補助制度が利用可能。 ※設置前に助成金の事前申請を行う特例申請を適用を受けた場合、H28.4.1~H30.3.31まで助成金の申請が可能。 ※対象機器(コージェネレーションシステム):以下のうちいずれか 1)家庭用燃料電池システム「エネファーム」 2)ガスエンジンコージェネレーション(対象機種はHP参照) ガスコージェネレーションは東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度の認定を受けているもの。	H25年度 ~ H28.3.31	H25年度 ~ H28.3.31
東京都	<u>オフィスビル等のコージェネレーションシステム</u> に対する補助金	東京都環境公社	1/2 上限:3億円 (国の補助制度と併用する 場合は合算して1/2以内の 補助)	0	0	×	(基金管理)	オフィスビル所有者等の民間事業者	以下の1)~6)を含む8項目の要件を満たしていること。(詳細はHP参照) 1)BEMS導入 2)都内に設置された発電出力の合計が50キロワット以上のもの 3)1台当たりの発電出力が30キロワット以上の場合は、低炭素な燃料を使用し、高効率なもの 4)1台当たりの発電出力が30キロワット未満の場合は、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度の認定を受けているもの 5)大規模施設(契約電力の値が500キロワット以上である施設)では、帰宅困難者受入施設等を整備してください。 6)中小規模施設(契約電力の値が50キロワット以上500キロワット未満である施設)では、公益財団法人東京都環境公社が実施する省エネルギー診断を受けてください。	H25年度 ~ H29年度	H25年度 ~ H31.12.27
	<u>自家発電設備等導入費用助成事業</u>	東京都 中小企業振興公社	中小企業者単独:1/2 上限:1500万円 中小企業グループ:2/3 上限:2000万円	0	×	_	-	都内中小企業者及び中小企業グループ	都内の自社内に設置する以下の設備。 ①自家発電設備:以下の要件すべてを満たしていること。 1)内燃力を原動力とする火力発電設備で、原則1基出力10kW以上のもの。 2)消防法又は建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備のみを目的とするものではないこと。 3)コージェネレーションについては、発電に直接要する機器(ガスエンジンユニット)のみを対象とし、 停電時に非常用電源として発電できるものに限る。	4/14 ~ 12/25	H26年度内

平成26年度コージェネ関連税制優遇

所管	*************************************		対象設備 対象							
所管 省庁	祖助事業名 ————————————————————————————————————	証明団体	原動機 発電機	排熱ボイラ	燃料電池	概要	対象事業者	期間		
経済産業省	<u>生産性向上設備投資促進税制</u>	<u>・コージェネレーション:</u> <u>コージェネレーション・エネルギー高度</u> 利用センター ・その他機器:各工業団体	O 対象	ロージェネ会員HP参	人 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	コージェネレーションは、先端設備に分類され以下の要件を全て満たすもの。 ①最新モデル(一定期間内【機械装置:10年以内、建物および建物付属設備14年以内】に販売開始された最新モデル) ②生産性※向上(年平均1%以上)(※「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等) ③最低取得価額以上(「機械装置」の場合、単品160万円以上) 税制優遇の措置は以下であり、中小企業は上乗せ措置あり。 1)H26.1.20~H28.3.31  即時償却(取得価格の100%全額償却)または税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)のいずれか。	青色申告書を 提出する個人 又は法人	H26.1.20 ~ H.29.3.31		
	<u>コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設</u> <u>(固定資産税)</u>	<u>コージェネレーション・エネルギー高度利用セ</u> <u>ンター</u>	0	O コージェネ	×	2)H28.4.1~H29.3.31 特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)または税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)のいずれか。 コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。また、国や地方公共団体等の補助金と併用可能です。	青色申告書を 提出する個人 又は法人	H25.4.1 ~ H.27.3.31		

注記1:本資料は2014年6月11日現在の調査内容に基づいて作成した資料です。 注記2:補助事業の詳細情報は執行団体に問い合わせください。 注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。 注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。